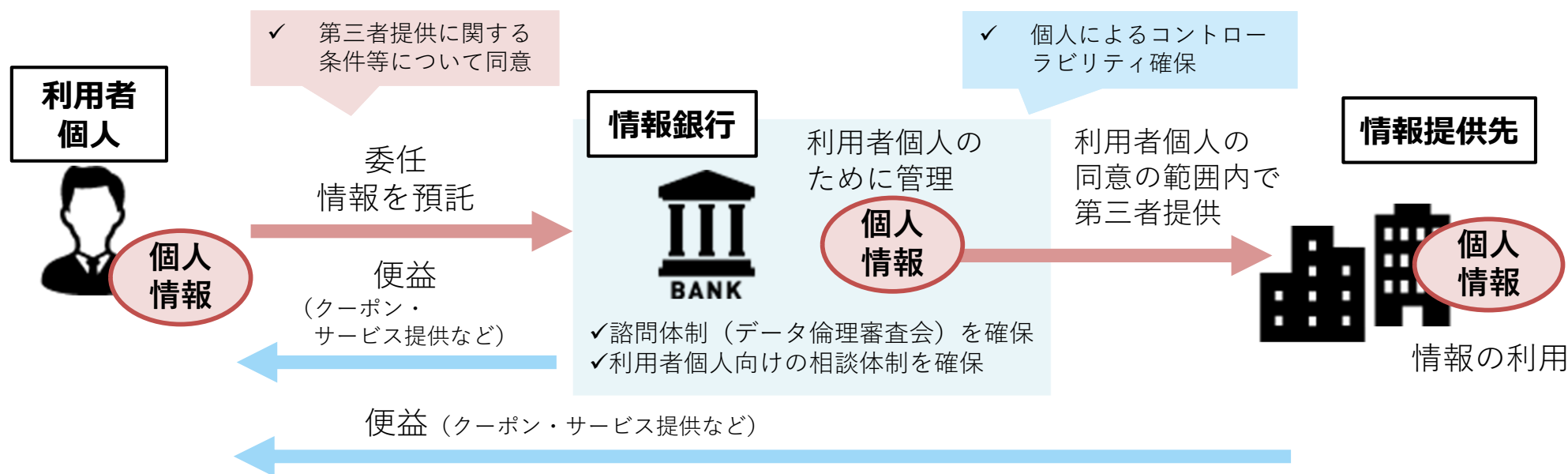


# 情報銀行認定とマイナポータルAPI接続申請の 審査の連携について

2024年3月  
総務省情報流通行政局  
地域通信振興課  
デジタル経済推進室

- 「情報銀行」は、個人の実効的な関与（コントロールビリティ）の下でパーソナルデータの流通・活用を効果的に進める仕組みであり、その普及により、新規サービスの創出や国民生活の利便性の向上などが期待される。
- 2017年より総務省・経済産業省合同で検討会を開催。民間団体による情報銀行認定スキームに係る指針である「情報信託機能の認定に係る指針」を2018年に公表。以降、個人情報保護法の改正など、パーソナルデータの取扱いに係る状況に応じて改定を実施。
- **直近では、健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いに係る要件等を盛り込んだ認定指針Ver3.0を2023年7月に公表。**
- 認定事業者数は現在2社（2024年3月現在）。今後も拡大を見込む。

## 情報銀行のイメージ



## 検討の背景等

- これまでの指針では要配慮個人情報を含む事業は認定の対象外であったが、**健康・医療分野の要配慮個人情報は利用者個人や社会のために活用するニーズが高い**と考えられることから、**情報信託機能における当該情報の取扱いについて、対象情報、本人同意、審査要件等を整理し、認定に当たって必要な事項を盛り込むための検討を実施。**
- 要件等の検討に当たっては、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」の下に「**要配慮個人情報WG**」を設置し、**健康・医療分野の専門家も含めて議論。**
- 令和4年11月から令和5年3月までWGを計4回開催。パブコメを経て、同年7月に認定指針を改定。

## 主な指針の改定ポイント（健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い要件）

### 1 利用用途の制限

- **第三者提供・活用**する場合、利用者個人にとって「**明確な便益**」があり、かつ、**不利益が生じるおそれがない**ことを求める。
- **利用者個人以外のために利用**する場合は、当該個人以外のために利用目的に**公益性**があることを求める。

### 2 対象情報の範囲

- 取扱可能な情報の範囲は、**PHR指針※に定める「健診等情報」**に該当し、利用者個人が**十分に理解することができる医療情報**とする。
- 取扱可能な情報に該当するかは、情報銀行内の**データ倫理審査会にて審議**する。

※PHR指針：民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（総務省、厚生労働省、経済産業省）

### 3 医療専門職等の関与

- **認定団体における認定・更新時、情報銀行におけるデータ取得・提供時**に、医療専門職の関与を求める。
- 情報銀行がデータを取得する際には、利用者個人の正確な判断を助けるため、利用者個人に**かかりつけ医等の助言**を受けよう促す。

### 4 安全管理措置

- 現行の指針で求める基準に加え、医療情報を扱う事業者を対象とする既存のガイドラインである「**医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン**」の遵守を求める。

## 目的

- マイナポータルAPI接続の申請に当たってはPHR指針※を遵守すること等を求めているが、情報セキュリティに関してISMS又はプライバシーマークの取得を求めるなど、情報銀行認定指針で求めている要求事項と類似している点がある。
- そこで、情報銀行の認定に係る申請と、マイナポータルAPI接続に係る申請について、相互に連携することで、これらの手続きにおいてメリットを生み出すことができないか、**具体的には、健康・医療分野の要配慮個人情報扱う事業について情報銀行認定を取得している場合、マイナポータルAPI接続申請での審査項目の一部省略等の特例を措置できないか**について検討するもの。

※PHR指針：民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（総務省、厚生労働省、経済産業省）

## 想定されるメリット

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 事業者側(申請者) | ： 情報銀行認定を活用した審査対応の簡略化 |
| 審査側(行政)   | ： 審査事務の軽減、申請処理数の向上    |
| ユーザー側     | ： API利用サービス提供促進       |

## 両制度における項目の比較

- PHR指針に係るチェックシート※<sup>1</sup>及び情報銀行の認定審査チェックシート※<sup>2</sup>の項目の内容を比較。PHR指針のチェックシートにおける項目（全145項目）について、それぞれ相当する情報銀行認定の審査項目を選定・比較し、以下の4つに分類。

※1 「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」別紙 本指針に係るチェックシート（2023年4月更新）

※2 （一社）日本IT団体連盟「「情報銀行」認定審査チェックシート（ver.3.0）」（2024年3月公表）

### 情報銀行認定の審査項目と比較における PHR指針チェックシートの項目の分類

**(A) 情報銀行認定の方が厳しい項目**  
(PHR指針の項目を包含している)

**(B) 情報銀行認定とPHR指針で同等の項目**

**(C) PHR指針の方が厳しい項目**

**(D) 情報銀行認定には存在しない項目**

- (A)・(B)の項目は、情報銀行の認定を受けたのであれば、PHR指針の該当する項目も満たしている、として見ることはできるのではないか。
- 一方、(C)・(D)の項目は、情報銀行の認定を受けていても、別途確認すべきではないか。

※比較・評価に当たっては、（一社）日本IT団体連盟と連携しながら実施。

## (A) 情報銀行認定の方が厳しい項目（PHR指針の項目を包含している）：36項目 【P】

例：第三者提供において、利用者個人に不利益となる利用がされないことの確認に関する項目

### PHR指針チェックシート

#### 【要求事項の概要】

- 第三者提供において本人の不利益が生じないよう配慮しているか。
- ※データ倫理審査会に類する諮問体制を設置した上での審議等、確認方法の詳細は特に定められていない。

#### 【PHR指針チェックシートの該当箇所】

- 3.2 同意取得 (2)本指針に基づく遵守すべき事項
- ③第三者提供に係る事前の同意取得 3-2

### 情報銀行認定審査チェックシート

#### 【要求事項の概要】

- データ倫理審査会を設置しているか（健康・医療分野の要配慮個人情報を取り扱う場合、医療専門職の参加を含む）
- データ倫理審査会にて審議すべき項目として
  - ・個人へ還元する便益の妥当性
  - ・提供先第三者の個人情報の利用目的の妥当性（個人にとって不利益となる利用がなされていないか）
 等が定められているか。

#### 【情報銀行認定審査チェックシートの該当箇所】

- 5.4.1④ 諮問体制 M01、M02、No.130～133

## (B) 情報銀行認定とPHR指針で同等の項目：100項目 【P】

例：第三者認証の取得等の確認に関する項目

### PHR指針チェックシート

#### 【要求事項の概要】

- マイナポータルAPI経由で健診等情報を入手する場合は、第三者認証（ISMS又はプライバシーマーク等）を取得しているか。

#### 【PHR指針チェックシートの該当箇所】

- 2.2 第三者認証の取得 ①第三者認証の取得 1-1

### 情報銀行認定審査チェックシート

#### 【要求事項の概要】

- プライバシーマーク・ISMS認証などの第三者認証を有する、FISC安全対策基準に基づく安全管理措置を講じている等、個人情報の取り扱いの業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、社会的信用を有するよう実施でき、ガバナンス体制が整っているか。

#### 【情報銀行認定審査チェックシートの該当箇所】

- 5.1② 業務能力など No.6



※比較・評価に当たっては、（一社）日本IT団体連盟と連携しながら実施。

## (C) PHR指針の方が厳しい項目：2項目 【P】

例：長期間利用がない場合の措置に関する項目

### PHR指針チェックシート

#### 【要求事項の概要】

- 健診等情報の利用の必要がなくなった場合又は本人の求めがあった場合に加え、一定の期間、利用がない場合にも、消去等の措置を講じているか。

#### 【PHR指針チェックシートの該当箇所】

- 3.3 消去及び撤回 (2)本指針に基づく遵守すべき事項
- 3 長期間利用がない場合の措置 3-1

### 情報銀行認定審査チェックシート

#### 【要求事項の概要】

- 個人データの利用、保持及び開示（提供を含む）は、具体的、明示的かつ正当な利用目的を達成するために必要な範囲に限定されているか。
- ※一定の期間、利用がない場合の消去等については特に定められていない。

#### 【情報銀行認定審査チェックシートの該当箇所】

- 5.3.3⑦ 利用、保持及び開示の制限 No.86

## (D) 情報銀行認定には存在しない項目：7項目 【P】

例：マイナポータルAPI等に接続する際の機能や健診等情報のフォーマットに関する項目

### PHR指針チェックシート

#### 【要求事項の概要】

- マイナポータルAPI等を活用して入手可能な自身の健康診断等の情報について、利用者へのエクスポート機能及び利用者からのインポート機能を具備しているか。
- 健診等情報のフォーマット等に関して、マイナポータルAPIから出力される項目及びフォーマットを基本とし、また、互換性の高い汎用的なデータファイル（HL7CDA等）としているか。

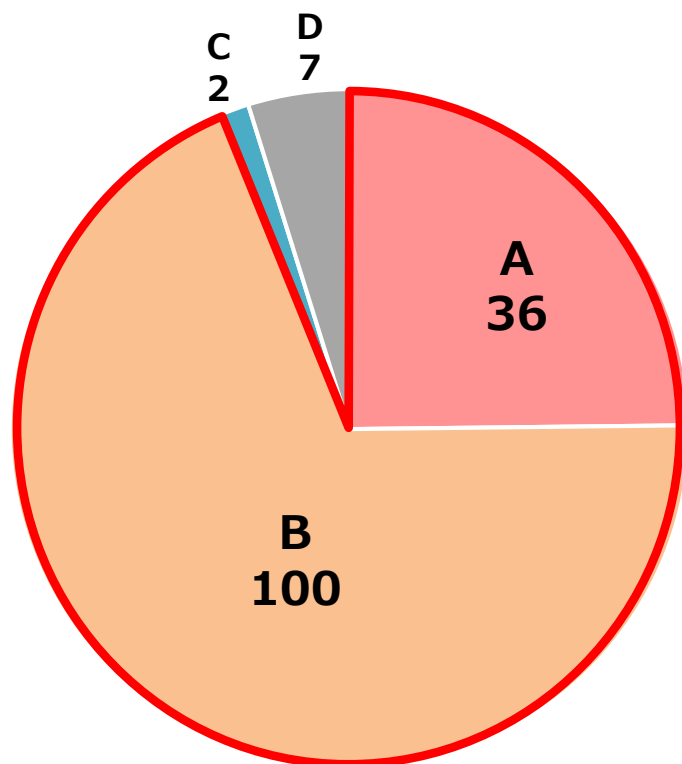
#### 【PHR指針チェックシートの該当箇所】

- 4.2 相互運用性の確保 (1) 本指針に基づく遵守すべき事項
- 1 利用者を介した相互運用性の確保 1-1、1-2

### 情報銀行認定審査チェックシート

（情報銀行認定審査チェックシートには存在しない）

## 情報銀行認定審査チェックシートの審査項目と比較した PHR指針チェックシートの項目の分類

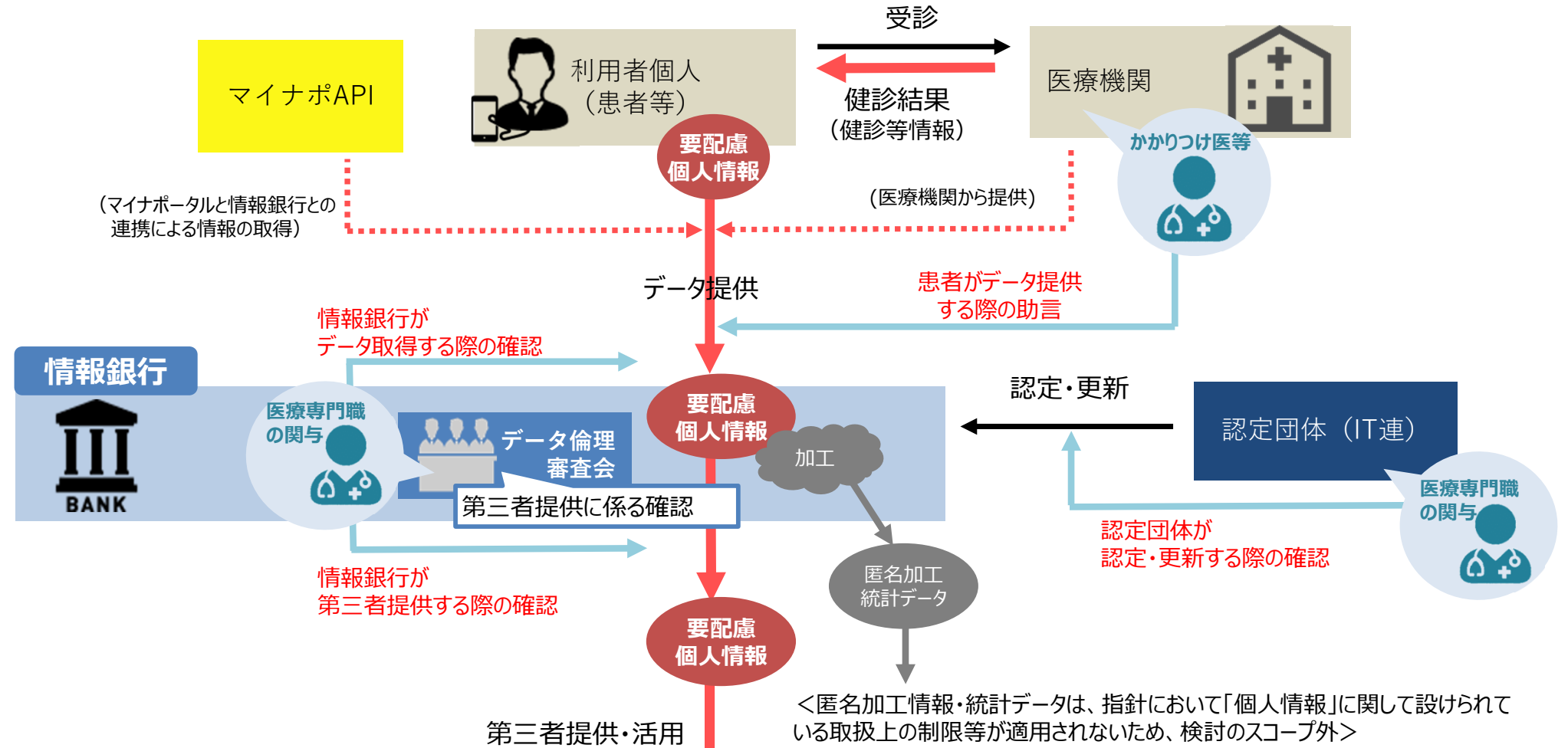


AとBの合計（PHR指針の項目のうち、情報銀行認定を取得することでこれを満たすと認められる項目）は  
**約94%（145項目のうち136項目）**

- A. 情報銀行認定の方が厳しい項目
- B. 情報銀行認定とPHR指針で同等の項目
- C. PHR指針の方が厳しい項目
- D. 情報銀行認定には存在しない項目

- 情報銀行の認定を受けることで、PHR指針における多くの要求を満たすことができると思われる。
- これを受け、情報銀行の認定を受けた者のマイナポータルAPI接続申請の審査における確認項目の簡略化など、両手続きの連携について、デジタル庁と検討を進めていくこととしてよろしいか、ご意見いただきたい。





<匿名加工情報・統計データは、指針において「個人情報」に関して設けられている取扱上の制限等が適用されないため、検討のスコープ外>

	医療	非医療	非医療
提供先	医療機関・薬局等 医療関係の企業	自治体・行政機関	医療分野 以外の企業等
利用者個人のために利用 (直接的便益)	患者に合った 医療の提供	住民個別の生活支援	フィットネスジム での運動指導 等
利用者個人以外のために利用 (間接的便益)	症状等の研究 新薬開発 医療機器開発	地域の健康増進策、 福祉施策等への反映	生活習慣改善に向け た運動プログラム等 のサービス開発